

公募要項（給食経営管理論）

1. 公募の目的

福岡女子大学は、グローバル化時代に期待される女性人材を育成するため、「教養」と「国際」を重視した一学部体制の新たな教育システムを推進している。また、平成27年4月に大学院人間環境科学研究科博士前期課程（修士課程）を、平成29年4月に同博士後期課程を設置している。本学の理念に賛同し、その教育・研究を実践する教員を下記のとおり公募する。

2. 募集人員

1名 専任教員（教授、准教授、講師）

3. 専門分野

給食経営管理論

4. 職務内容

国際文理学部の教員として以下の職務を行う。

●国際文理学部食・健康学科科目：

給食経営管理論Ⅰ、給食経営管理論Ⅱ、給食経営管理実習Ⅰ、給食経営管理実習Ⅱ、給食の運営（校外実習）、応用栄養学Ⅲ（分担）、応用栄養学実習（分担）、実践食事計画（分担）、臨床栄養学臨地実習（分担）、臨地実習事前・事後指導、食・健康科学基礎演習、食・健康科学総合演習、卒業研究演習、卒業論文等

（担当科目は予定で、着任後に調整。*なお、2022年度以降のカリキュラム検討中のため一部担当科目の変更の可能性あり。）

●国際文理学部共通科目：

ファーストイヤー・ゼミⅠ・Ⅱ（担当年度のみ。）

※ 上記以外の共通科目を担当することもあり得る。

- 設置予定の国際フードスタディーセンター（仮称）における教育・研究
- 大学管理運営に関する業務（管理栄養士国家試験対策講義を含む。）
- 大学院人間環境科学研究科の科目を担当できることが望ましい。

5. 採用条件

(1) 身分

専任教員（教授、准教授、講師）

(2) 任期

5年（採用後の教育・研究・学内運営・社会貢献などの活動を審査し適格と判断した場合、任期満了時（またはそれ以前）に任期の定めのない教員とする。ただし教員の定年は65歳。）

(3) 着任時期等

2021年4月1日

(4) 給与

「公立学校法人福岡女子大学教員年俸規程」に定める年俸を支給する。

6. 応募資格

- (1) 管理栄養士の資格を有し、給食経営管理関連分野の研究もしくは教育内容に関し、5年以上の経験を有する者または同等以上の経験を有していること。
- (2) 博士の学位を有するか、またはこれと同等以上の経歴を有することが望ましい。
- (3) 大学院博士前期課程・博士後期課程の研究指導教員として給食経営管理関連分野の教育を担当出来ることが望ましい。
- (4) 国籍は問わないが、日本語による授業が可能であること。また、英語による授業が可能であることが望ましい。

7. 応募締め切り

2020年9月4日（金）17時必着

8. 選考方法

選考は書類審査を経て、二次審査（一次審査合格者に対して実施予定。該当者には個別に連絡する。）を面接および必要に応じ模擬授業等により11月までに行う。なお、二次審査は本学で行うが、旅費は支給しない。また、面接時には大学発行の卒業・修了証明書および学位授与証明書（あるいは学位を証明できるもの）（いずれもコピー可）を提出のこと。

なお、模擬授業と面接に関しオンライン形式を併用する場合がある。

9. 選考結果の通知

選考手続き終了後、直接本人あてに通知する。（原則としてe-mailによって行う。）

10. 応募方法

- (1) 応募書類（様式は、[ア]は本学の様式、[イ]は文部科学省別記様式第4号その2を使用のこと。[ウ]以降の様式は任意。なお、上記[ア]の様式は本学のホームページから、[イ]の様式は文部科学省または本学のホームページから取得できる。）

ア	履歴書（直接連絡が取れるe-mailアドレスおよび電話番号を明記すること）	1部
イ	教育研究業績書	1部
	●教育業績	
	●職務上の業績	
	●研究業績	
ウ	主要論文別刷3編程度および日本語による要旨（各編200字程度）	各1部
エ	これまでの活動や実績を中心に、応募理由および本学着任後の日本語による抱負（1000字程度）	1部
オ	推薦書（推薦人の連絡先（E-mailアドレスを含む）を明記のこと）または、推薦者として照会できる方2名の氏名、連絡先（E-mailアドレスを含む）を記載した書類	1部

- (2) 応募書類の提出先と提出方法

〒813-8529 福岡市東区香住ヶ丘1-1-1

公立大学法人 福岡女子大学 国際文理学部長 辻 信一 宛

封筒の表に「応募書類在中（給食経営管理論）」と朱書きし、レターパック、簡易書留または宅配便など、配達状況のわかる方法により送付のこと。なお、応募書類は返却しない。

- (3) 問合せ先

食・健康学科長 石川洋哉 ishikawa@fwu.ac.jp

1 1. その他

- (1) 男女共同参画社会基本法の趣旨に則り、女性の積極的な応募を歓迎する。
- (2) 福岡女子大学では、「障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）」、「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）」および「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」の趣旨に則り、教員の選考を行う。